

【資料1-3】
改訂案について(一覧)

「2. 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割」改定案について【一覧】

(1)校 長

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1	・ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	○ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	項目見直しなし
2	1	・ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	○ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	項目見直しなし
3	1		○ 対応委員会を設置、開催し、食物アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を決定する。	対応委員会関係について、項目を追加
4	1		○ 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。	対応委員会関係について、項目を追加
5	1	・ 職員の共通理解が持てるように指導する。	○ 職員の共通理解が持てるように指導する。	項目見直しなし
	2		・ 食物アレルギーの要配慮児童生徒の情報を共有する。	「具体的な取り組み内容」について記載
	3		・ 薬やエピペンの保管場所について情報を共有する。	
	4		・ 給食提供時のチェック方法について周知し、確認する。	
	5		・ 食物アレルギー対応にかかる研修会を開催する。(エピペンの使用・事故対応シミュレーション等)	
	6		・ ヒヤリハット事例を踏まえ、校内の対応体制を確認する。	
6	1	・ 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。	(削除)	対応委員会関係の「具体的な取り組み内容」の追加することに伴い削除
7	1	・ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。	(削除)	職員の共通理解にかかる「具体的な取り組み内容」を追加することに伴い削除
8	1	・ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。	(削除)	職員の共通理解にかかる「具体的な取り組み内容」を追加することに伴い削除
9	1		○ 関係機関及び消防機関と連携をとる。	関係機関との連携について、項目を追加
10	1	・ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	○ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	項目見直しなし

(2)教頭

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1	・ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	○ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	項目見直しなし

(3)学級担任

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1	・ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	○ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	項目見直しなし
2	1	・ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	○ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	項目見直しなし
3	1	・ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	○ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	項目見直しなし
4	1	・ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	○ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	項目見直しなし
5	1	食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	○ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持つ	項目見直しなし
	2		○ 食物アレルギーについて指導を行う。	
	3		・ 食物アレルギーの危険性、食物アレルギーを引き起こす原因食物の除去は好き嫌いではないこと、お弁当を持参すること	「具体的な取り組み内容」について記載
6	1		・ 食物アレルギーを有する児童・生徒の状況について、保護者の同意のもと、クラスの他の児童・生徒に周知し、共通理解を図る。	「具体的な取り組み内容」について記載
7	1	・ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	○ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	項目見直しなし

(4)養護教諭

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1		○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。	アレルギー情報を把握し、緊急措置方法等の立案・把握は、必須の取り組みであるため、項目追加。
2	1	・ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	○ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	項目見直しなし
3	1	・ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	「全教職員と情報共有をする」ことが必要であるため、府の「ガイドライン」と同様の表記に項目修正
4	1	・ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ▶給食担当(栄養教諭等) ⇒ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換をする。	(削除)	「項目3」を府の「ガイドライン」の表記に見直すことにより不要
5	1	・ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	大阪府のガイドラインを参考に修正
	2		・ 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導表の確認を依頼する。	「具体的な取り組み内容」について記載
	3		・ 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。	「具体的な取り組み内容」について記載
6	1		・ 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。(栄養教諭等が不在校)	・「食物アレルギー対応のながれ」にて追加

(5) 栄養教諭

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1		○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法等を立案する。	(3) 養護教諭同様、必須の取組であることから項目追加
2	1	・ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	○ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	項目見直しなし
3	1	・ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	○ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	項目見直しなし
4	1	・ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	○ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	項目見直しなし
5	1	・ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	○ 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックをもらい、確認する。	項目の見直しはなし→文言を一部変更
6	1	・ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	○ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	項目見直しなし
7	1	・ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	○ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	項目見直しなし
	2		・ 席の配置、当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスをを行う。	「具体的な取り組み内容」について記載
	3		・ 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスをを行う。	「具体的な取り組み内容」について記載

(6) 調理員

項目		【現行】手引き	【改正案】手引き	備考
1	1	・ 食物アレルギー対応に必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	○ 食物アレルギー対応に必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	項目見直しなし
2	1	・ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	○ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表・作業動線図を作成し、調理作業にあたる。	項目見直しなし ※文言追加のみ「作業動線図」